

新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
<p>西脇市立小中学校統合照準備委員会開催要領</p> <p>1 趣旨 西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画に基づく統合の組合せによる統合後の学校（以下「統合照」という。）に必要な協議等を行うため、西脇市立小中学校統合照準備委員会（以下「委員会」という。）の開催に関し、必要な事項を定める。</p> <p>2 委員会の単位及び名称 (1) (略) (2) 委員会の名称は、原則として、<u>小学校統合照準備委員会又は中学校統合照準備委員会</u>に統合照対象校の位置する地区名を冠したものとす。</p> <p>3 所掌事項 (1) (略) (2) 統合照に必要な準備に関すること。 (3) (略)</p> <p>4 組織 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 統合照対象校の通学区域の地区区長、<u>区長又は地域自治協議会役員等</u>(2)～(4) (略)</p> <p>5 任期 (1) 委員の任期は、原則として第3項に規定する所掌事項を完了するまでとする。 (2) 前号の規定にかかわらず、特定の地位又は職により委員となつた者の任期は、当該地位又は職にある期間とする。ただし、当該委員の所属する団体等の承認がある場合は、委員の職を継続することができる。</p> <p>6・7 (略) 8 (略) (1) 委員会に専門部会を置くことができる。 (2)～(4) (略)</p>	<p>西脇市立小中学校統合照準備委員会開催要領</p> <p>1 趣旨 西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画に基づく統合の組合せによる統合後の学校（以下「統合照」という。）の開催に必要な協議等を行うため、西脇市立小中学校統合照準備委員会（以下「委員会」という。）の開催に関し、必要な事項を定める。</p> <p>2 委員会の単位及び名称 (1) (略) (2) 委員会の名称は、原則として、<u>新小学校統合照準備委員会又は新中学校統合照準備委員会</u>に統合照対象校の位置する地区名を冠したものとす。</p> <p>3 所掌事項 (1) (略) (2) 統合照の開催に必要な準備に関すること。 (3) (略)</p> <p>4 組織 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 統合照対象校の通学区域の地区区長、<u>区長又は区長</u>(2)～(4) (略) (新設)</p> <p>5・6 (略) 7 (略) (1) 委員会に専門部会を置く。 (2)～(4) (略)</p>	

【資料2】

<u>9</u> (略)	<u>8</u> (略)
<u>10</u> 専門部会の運営	<u>9</u> 専門部会の運営
<u>11</u> 専門部会の運営は、 <u>第7項</u> の規定を準用する。	<u>10</u> 専門部会の運営は、 <u>第6項</u> の規定を準用する。
<u>11</u> ・ <u>12</u> (略)	<u>10</u> ・ <u>11</u> (略)

## 西脇市立小中学校統合準備委員会開催要領

### 1 趣旨

西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画に基づく統合の組合せによる統合後の学校（以下「統合校」という。）に必要な協議等を行うため、西脇市立小中学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）の開催に関し、必要な事項を定める。

### 2 委員会の単位及び名称

- (1) 委員会の単位は、統合の組合せとなる学校（以下「統合対象校」という。）ごととする。
- (2) 委員会の名称は、原則として、小学校統合準備委員会又は中学校統合準備委員会に統合対象校の位置する地区名を冠したものとす。

### 3 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 統合対象校の統合に必要な事項に関すること。
- (2) 統合校に必要な準備に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項

### 4 組織

委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統合対象校の通学区域の地区区長会長、区長又は地域自治協議会役員等
- (2) 統合対象校のPTA役員等
- (3) 統合対象校の学校長及び教職員
- (4) その他教育委員会が特に必要と認める者

### 5 任期

- (1) 委員の任期は、原則として第3項に規定する所掌事項を完了するまでとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、特定の地位又は職により委員となった者の任期は、当該地位又は職にある期間とする。ただし、当該委員の所属する団体等の承認がある場合は、委員の職を継続することができる。

### 6 委員長等

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を処理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 7 委員会の運営

- (1) 委員会は、委員長が招集する。
- (2) 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- (3) 委員長は、学識経験者等をオブザーバーとして会議に出席させることができる。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

#### 8 専門部会

- (1) 委員会に専門部会を置くことができる。
- (2) 専門部会の所掌事項及び組織については、委員会において協議の上、決定する。
- (3) 専門部会は、当該専門部会の所掌事項について調査、研究を行い、その内容を委員会に報告するものとする。

#### 9 専門部会の部会長等

- (1) 専門部会に部会長を置く。
- (2) 部会長は、部会員の互選により定める。
- (3) 部会長は、専門部会を代表し、会務を処理する。
- (4) 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

#### 10 専門部会の運営

専門部会の運営は、第7項の規定を準用する。

#### 11 事務局

委員会及び専門部会の事務は、学習環境規模適正化推進担当部において処理する。

#### 12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この要領は、令和7年1月27日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和8年3月30日から施行する。